

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 2 年内閣府令第 33 号）の施行による。

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年立川市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(特定教育・保育施設等との連携) 第 4 2 条 ……略…… 2 及び 3 ……略…… 4 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の定めを適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>市長が、児童福祉法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u> (2) <u>特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u> 5 前項（第 2 号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次の各号に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を	(特定教育・保育施設等との連携) 第 4 2 条 ……略…… 2 及び 3 ……略…… 4 市長は、<u>特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の定めを適用しないこととすることができる。</u> 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次の各号に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなけ

行う者として適切に確保しなければならない。 (1)及び(2) 略..... 6～9 略.....	ればならない。 (1)及び(2) 略..... 6～9 略.....
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。